

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び同年〇月〇日付けで同人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在し、自動車用ランプ・ワイパー・ホイール等の製造、販売等を営むC会社（以下「会社」という。）に雇用され、〇部の主管補として、決算関連業務や監査業務等を担当していた。

請求人によると、中間決算処理のため、平成〇年〇月下旬から〇月中旬の3週間において120時間程度の時間外労働を行ったほか、1年半にわたって恒常的に1か月80時間以上の時間外労働を行ったとし、また、業務に関連し重大な違法行為を命じられて実行し、さらに、上司から人格や人間性を否定する言動があったほか、恐怖感ある退職勧奨が執拗に行われたとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日D病院に受診したところ、「双極性感情障害」と診断された。

請求人は、会社における長時間労働や上司のいじめなどが原因で上記精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期について、当審査会は、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のアに説示しており、平成〇年〇月頃に躁病を発病し、ICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害」(以下「本件疾病」という。)に移行したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、公開審理において、業務による出来事として、①時間外労働、②不法(違法)行為、③飛び降りろなどの嫌がらせがあった旨主張しているので、これらについて検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月下旬から〇月中旬にかけて、3週間で120時間を超えた時間外労働に従事したと主張している。そこで、請求人が根拠としているE部長やF課長の申述をみると、E部長は、平成〇年〇月〇日付

け聴取書において、要旨、「私の退社時間は、早ければ午後6時30分頃で、遅ければ午後11時頃であり、請求人の退社時間は、日によって異なるが、トータルとしては私と同じくらいか若干早めに帰っていたと思う。」「この時期であっても、平日に関しては仕事はおおむね午後8時頃には終わらせていたと思う。一方、(この時期は)休日出勤は毎週のように行っており、請求人の場合、休日に出勤しても朝から晩まで働いているということはなかったと記憶しており、この時期に請求人が3週間に120時間もの残業をしたということはあり得ない。」と述べており、F課長は、平成〇年〇月〇日付け労働基準監督署G宛ての文書において、要旨、「あるときは、22時頃まで付き添いながら結果がでるよう指導した。」「請求人は、他部署とのクレーム対応の打合せなどで2、3回22時頃までかかったことを記憶している。」と述べている。これらの申述に照らすと、この時期に請求人が午後10時や同11時まで残業することはあったと認められるものの、3週間に120時間を超えるような時間外労働を行ったとは認め難い。監督署長が集計した労働時間集計表によると、発病前6か月間の時間外労働時間数は、22時間30分ないし78時間52分とされているところ、当審査会において同集計表について精査したが、その算定方法は妥当であり、請求人には恒常的長時間労働は認められないものと判断する。

もともと、F課長が退職したことによる業務量の増加、平成〇年〇月下旬から〇月中旬にかけて、2度にわたる13日間連続勤務を行う等の業務量の増加があったことは事実であると認められることから、認定基準別表第1の具体的出来事の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当すると認められ、その心理的負荷の総合評価については、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)のbに説示するとおり、「中」とすることが相当であると判断する。

イ 請求人は、Jに出向いてアルミホイールを傷付けて廃却したと主張するが、同事実を確認することはできず、仮にそのようなことがあったとしても、平成〇年〇月のことであり、発病6か月以前の出来事であることから、心理的負荷の評価の対象とはならない。また、請求人が違法行為と主張するその余の出来事についても、それを裏付ける客観的な資料はなく、その事実を確認することはできない。

ウ 請求人が飛び降りろと言われたとするH部長によると、同人自身、その頃は精神的に非常に不安定で心療内科に通院しており、請求人に「ここから飛び降りることができるよ。」と言ったに過ぎないものであり、請求人を攻撃しようなどという気持ちは全くなかったと述べている。請求人が主張するように「飛び降りろ」と命令調で言ったとは確認できないが、仮に請求人の主張するように命令調のニュアンスがあったとしても、せいぜい請求人が不快感を覚えた程度のことであると思料されることから、当審査会としても、認定基準別表第1の具体的出来事の「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するとしても、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)のaに説示するとおり、心理的負荷の総合評価は「弱」とすることが相当であると判断する。

以上のことから、業務による心理的負荷の総合評価が、「中」となる出来事が1つ、「弱」となる出来事が1つであり、その全体評価については、「中」とであると判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。